

だい き しょう ふくし
第1期ほっかいどう 障がい福祉プラン
そあん
素案

れいわ ねんど れいわ ねんど
【令和6年度～令和11年度】

ほっ かい どう
北 海 道

目次

だい	けいかく	きほんてきじこう												
第1	計画の	基本的事項	4											
1	けいかく	さくてい	しゆし	もくてき	計画策定の趣旨と目的	4								
2	けいかく	いちづ	計画の位置付け	6										
3	くいき	せつてい	区域の設定	9										
4	たいしやう	しやう	しや	はんい	対象とする障がい者の範囲	10								
だい	しやう	ひと	げんじやうとう											
第2	障がいの	ある人の	現状等	11										
1	しやう	ひと	げんじやう	障がいのある人の現状	11									
2	ていきやうたいせい	げんじやう	ひやうか	サービス提供体制の現状と評価	14									
3	おも	ていきやうきばん	せいびじやうきやう	主なサービス提供基盤の整備状況	20									
だい	けいかく	すいしん	きほんてきじこう											
第3	計画推進の	ための	基本的事項	22										
1	けいかく	すいしん	きほんほうしん	計画推進の基本方針	24									
だい	けいかく	すいしん	ぐたいてき	とりくみ										
第4	計画推進の	ための	具体的な	取組	27									
1	けんりやうご	すいしん	権利擁護の推進	27										
2	しやう	ひと	く	ちいき	障がいのある人が暮らしやすい地域づくり	31								
3	しゆらうしえん	しさく	じゆうじつ	きやうか	就労支援施策の充実・強化	33								
4	そうだん	しえんたいせい	ちいき	こうしえん	じゆうじつ	相談支援体制・地域移行支援の充実	40							
5	ていきやうきばん	せいび	サービス提供基盤の整備	49										
6	ほけん	ふくし	いりやう	しさく	じゆうじつ	保健福祉・医療施策の充実	53							
7	たやう	じんざい	かくほ	ていちゃく	やうせい	およ	しつ	こうじやう	多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上	60				
8	しやう	じしえん	じゆうじつ	障がい児支援の充実	62									
9	はつたつしやう	ひと	ざいたく	しやう	ひととう	しえん	発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援	71						
10	じりつ	しやかい	さんか	そくしん	とりくみ	ていちゃく	自立と社会参加の促進・取組定着	74						
11	ほつかい	どうい	し	そつう	しえん	じやうれい	しさく	すいしん	北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	77				
12	あんぜん	かくほ	そな	ちいき	すいしん	安全確保に備えた地域づくりの推進	80							
だい	けいかく	すいしん	かんり											
第5	計画の	推進管理	84											
1	せいど	えんかつ	すいしん	制度の円滑な推進	84									
2	けいかく	すいしん	かんり	計画の推進管理	84									
だい	れいわ	ねんど	ねんど	せい	かもく	ひやう								
第6	令和5年度	(2023年度)	の	成果目標	85									
1	ふくし	しせつ	にゆう	しよしゃ	ちいき	せい	いかつ	いこう	もく	ひやう	福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	86		
2	せいしん	しやう	たい	お	ちいき	ほう	かつ	こう	ちく	かか	もく	ひやう	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	86
3	ちいき	せい	いかつ	しえん	きよ	てん	とう	せい	び	もく	ひやう	地域生活支援拠点等の整備目標	86	

4	就労支援に関する目標	87
5	障がい児支援の提供体制の整備目標	89
6	医療的ケア児等支援に関する目標	90
7	難聴児支援に関する目標	90
8	相談支援体制の充実・強化等に関する目標	90
9	障害福祉サービス等の質の向上	90

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

道では、平成15年(2003年)3月に21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」(以下「基本計画」という。)[第1期計画期間:平成15~24年度(2003~2012年度)]と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」[計画期間:平成15~19年度(2003~2007年度)]を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。

平成15年度(2003年度)からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年(2005年)11月7日に「障害者自立支援法」が公布、平成18年(2006年)4月から施行されました。

その後、平成24年(2012年)6月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成26年(2014年)2月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年(2016年)6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応する障害児福祉計画策定の義務化、同年8月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

令和3年(2021年)には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年(2022年)には、「児童福祉法」が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が図られました。

道では、「障害者基本法に基づく都道府県障害者計画」であり、「北海道地域福祉支援計画の施策別計画」の主旨を踏まえ、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「北海道障がい者条例」という。)の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」を策定してきました。今回、この2つの計画について、施策を一体的

に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第1期ほっかい
どう障がい福祉プラン」を策定することとします。

(2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要
な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する
地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望
する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、
「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すことと
します。

令和6年度(2024年度)から11年度(2029年度)までを計画期間とする「第1期ほっかいどう障がい福
祉プラン」については、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生
社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の社会参加
を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を
目指し、成果目標やサービス見込み量等の確保方策等について定めます。

○第3期北海道障がい者基本計画

- ・根拠：障害者基本法第11条第2項
- ・概要：都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の
状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を
定める。都道府県障害者計画。

○第7期北海道障がい福祉計画

- ・根拠：障害者総合支援法第89条第1項
- ・概要：障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な
指針〔令和5年(2023年)子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号〕(以下「基本指針」とい
う。)に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地
から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑
な実施について定める。都道府県障害福祉計画。

- ・参考通知：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成21年(2009年)1月8日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自第010
8001号〕

○第6期障がい者就労支援推進計画〔北海道働く障がい者応援プラン・第V章〕

- ・根拠：北海道障がい者条例第29条第1項
- ・概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び
都道府県工賃向上計画。

- ・参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年(2012年)4月11日厚生労働

だい きほつかいどうしょう じふくしけいかく
○ 第3期北海道障がい児福祉計画

こんきょ じどうふくしほうだい じょう
・根拠：児童福祉法第33条の22

がいよう きほんししん そく しちょうそんしょうがい じふくしけいかく たつせい し かくしちょうそん つう こういきてき
・概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的
な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施
について定める、都道府県障害児福祉計画。

しょうがい どうおよ しょうがいじつうしよしせつとう えんかつ じつし かくほ きほんてき ししん へい
障害サービス等及び障害児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平
せいじゅうほねんこうせいろうどうしょうこくじだいさんびやくきゅうじゅうごごう だい ほつかいどうなんちょうじしえんけいかく
成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）に基づく第1期北海道難聴児支援計画
(仮称)を盛り込むこととする。

けいかく いちづ
2 計画の位置付け

けいかく いちづ
(1) 計画の位置付け

けいかく しょうがいしやきほんほうだい じょうだい こう きてい とどうふけん しょう しや しさく かん
この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県における障がい者のための施策に関
する基本的な計画（都道府県障害者計画）であり、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿
って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画です。

どう しょう かくししさく きほんてき ほうこうせい ほつかいどうしょう しやきほんけいかく ちいき ひつよう
道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、地域において必要な
しょうがいふくし どうおよ しょうがいじつうしよしえんどう けいかくてき ていきょう じつしけいかく ほつかいどうしょう ふくし
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画「北海道障がい福祉
けいかく いちづ
計画」として位置付けることとしています。

しゃかいふくしほう たほうりつ きてい けいかく しょう しゃとう ふくし かん じこう さだ
なお、社会福祉法その他法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるもの
ちやうわ たも せいり
と調和を保つよう整理しています。

ほんけいかく じぞくかのう かいほつもくひょう えすでいーじーず たつせい し
また、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

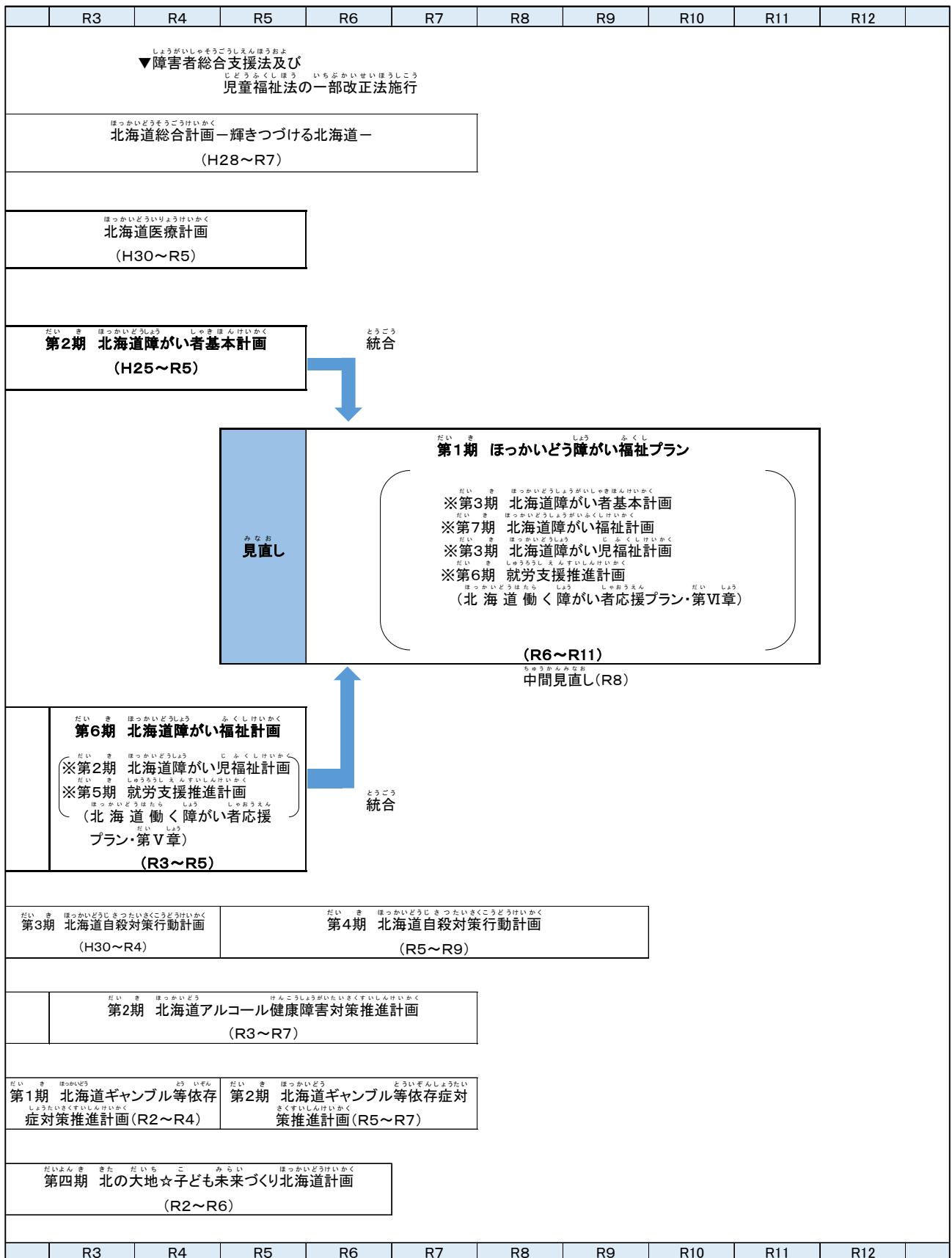
じぞくかのう かいほつもくひょう えすでいーじーず
【持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）】

ねん がつ こくれん さいたく ねん きげん せんしんこく ふく こくさいしやかいぜんたい かいほつ
2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発
もくひょう もくひょう もと ぐたいてき すべ
目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全て
かんけいしや せんしんこく とじょうこく みんかんきぎょう えぬじーおー ゆうしきしやとう やくわり じゅうし だれひとり と のこ
の関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」
しゃかい じつげん めざ けいざい しやかい かんきょう こうはんい かだい とうごうてき と く
社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

けいかく きかんおよ ないよう
(2) 計画の期間及び内容

けいかく けいかくきかん れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど ねんかん
この計画は、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

どう けいかく だい きほつかいどうしょう ふくしけいかく じつしじょうきょう ちいき とう ふ
なお、道はこの計画について、第6期北海道障がい福祉計画の実施状況や地域のニーズ等を踏まえ、
りょう み こ とう さだ れいわ ねんど もくひょう たつせいじょうきょう しょう しさく
サービス量の見込み等について定めるものとし、令和8年度に目標の達成状況や障がい施策の
どうこう くに しょうがいしやきほんけいかく さくていさぎょう ふ ちやうさ ぶんせきおよ ひょうか おこな ひつよう みなお
動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、調査・分析及び評価を行い、必要な見直しを
おこな
行うこととします。



3 区域の設定

この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

(1) 居住系サービス（施設入所支援）：「全道域」

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わずに、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととします。

(2) 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス：「北海道障がい保健福祉圏域の21圏域〔札幌市を含む。〕」（この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。）

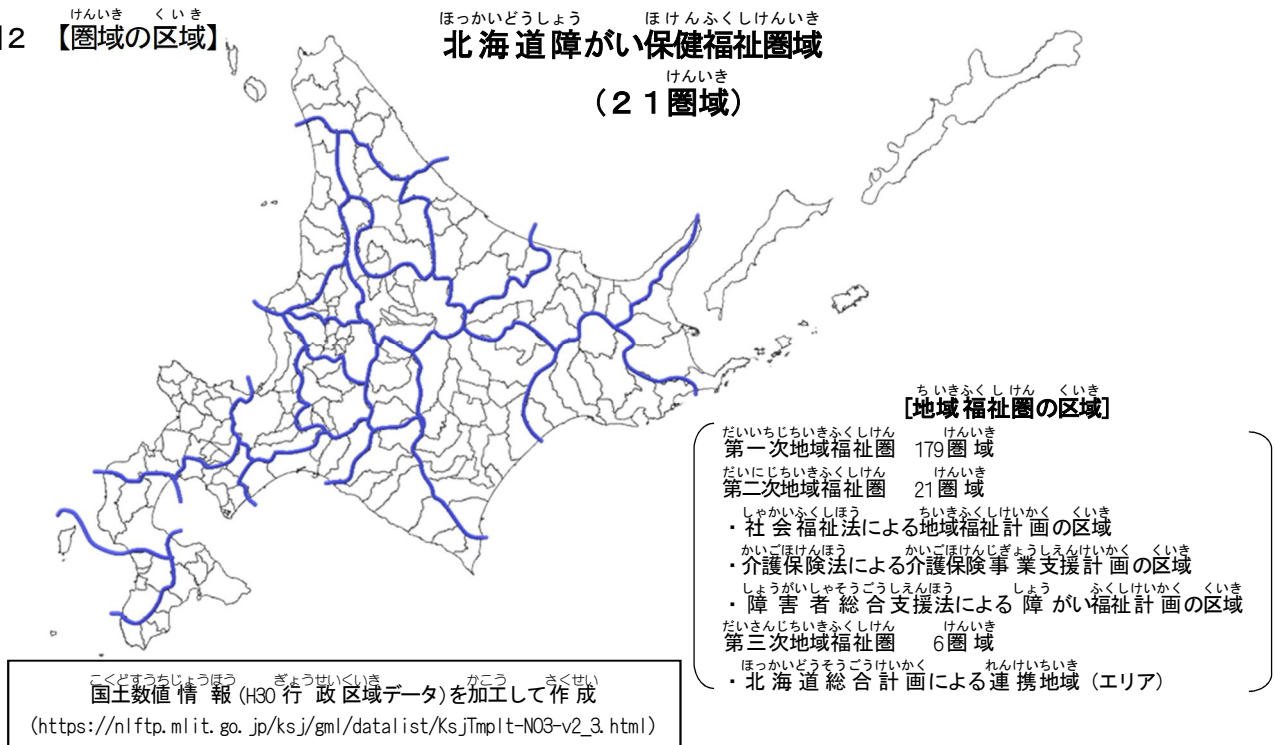
グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービス利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、21の北海道障がい保健福祉圏域単位に必要な調整を行うこととします。

(3) 訪問系サービス及び相談支援：「市町村圏域」

居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。

また、相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関である市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。

図2 【圏域の区域】



けんいきめい 圏域名	しんこうきょくめい 振興局名	しちょうそんめい 市町村名
1	みなみおしま 南渡島 おしま 渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
2	みなみひやま 南檜山 ひやま 檜山	えさしちょう 江差町、かみく 上ノ国町、あつぎぶら 厚沢部町、おとべちやう 乙部町、おくしりちやう 奥尻町
3	きたおしまひやま 北渡島檜山 おしまひやま 渡島・檜山	やくもちやう 八雲町、おしやまんべちやう 長万部町、いまかぬちやう 今金町、せたな 今
4	さっぽろ 札幌 いしかり 石狩	さっぽろし 札幌市、えべつし えべつ市、ちとせし とせ市、えにわし 恵庭市、きたひろしまし 北広島市、いしかりし 石狩市、とうべつちやう 当別町、しんじょう 新篠津村
5	しりべし 後志 しりべし 後志	おたるし 小樽市、しままきむら 島牧村、すつちやう 寿都町、くろまつないちやう 黒松内町、らんこしちやう 蘭越町、ちやう 二セコ町、まのかりむら 真狩村、るすつむら 留寿都村、きもべつちやう 喜茂別町、きやうごくちやう 京極町、くつちやんちやう 倶知安町、きやうわちやう 共和町、いわないちやう 岩内町、とまりむら 泊村、かもえないむら 神恵内村、しやこたんちやう 積丹町、ふるびらちやう 古平町、にきちやう 仁木町、よいちやう 余市町、あかいがむら 赤井川村
6	みなみそらち 南空知 いわみざわし 岩見沢市、あひらし 美唄市、みかざし 美加市、なんほろちやう 南幌町、ゆにちやう 由仁町、ながぬまちやう 長沼町、つぎがたちやう 栗山町、月形町	夕張市、岩見沢市、美唄市、美加市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
7	なかそらち 中空知 そらち 空知	あしべつし 芦別市、あがびらし 赤平市、たきかわし 滝川市、すながわし 砂川市、うたしな 歌志内市、ないえちやう 奈井江町、かみすながわちやう 上砂川町、うらうすちやう 浦臼町、しんとつかわちやう 新十津川町、うりゆうちやう 雨竜町
8	きたそらち 北空知 ふかがわし 深川市、もせうしちやう 妹背牛町、ちぶべつちやう 秩父別町、ほくりゆうちやう 北竜町、ぬまたちやう 沼田町	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
9	にしりぶり 西胆振 いぶり 胆振	むららんし 室蘭市、のほりべつし 登別市、だてし 伊達市、とよらちやう 豊浦町、そうべつちやう 壮瞥町、とうやちやう 洞爺湖町
10	ひがしりぶり 東胆振 とまこまいし 苫小牧市、しらおいちやう 白老町、あつまちやう 厚真町、あびらちやう 安平町、むかわちやう むかわ町	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
11	ひだか 日高 ひだか 日高	ひだからちやう 日高町、びらとりちやう 平取町、にいかにちやう 新冠町、うらかわちやう 浦河町、さまにちやう 様似町、えりもちやう えりも町、しん 新ひだか 新
12	かみかわちゆうぶ 上川中部 かみかわ 上川	あさかわし 旭川市、たかすちやう 鷹栖町、ひがしかぐらちやう 東神楽町、とうまちやう 当麻町、びつぶちやう 比布町、あひべつちやう 愛別町、かみかわちやう 上川町、ひがしかわちやう 東川町、びえいちやう 美瑛町、ほろかないちやう 幌加内町
13	かみかわほくぶ 上川北部 かみかわ 上川	しべつし 士別市、なよろし 名寄市、わつきむらちやう 和寒町、けんぶちやう 剣淵町、しもかわちやう 下川町、びんかちやう 美深町、おといねつむら 音威子府村、ながかわちやう 中川町
14	ふらの 富良野 ふらのし 富良野市、かみふらのちやう 上富良野町、なかふらのちやう 中富良野町、みなみふらのちやう 南富良野町、しむかつむら 占冠村	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
15	るもい 留萌 るもいし 留萌市、ましけちやう 増毛町、おびらちやう 小平町、とままちやう 苫前町、はほちやう 羽幌町、しよさんべつむら 初山別村、えんべつちやう 遠別町、てしちやう 天塩町	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
16	そうや 宗谷 そうや 宗谷	わかかないし 稚内市、さるふつむら 猿払村、はまもとべつちやう 浜頓別町、なかとんべつちやう 中頓別町、えさしちやう 枝幸町、とよとみちやう 豊富町、れぶんちやう 礼文町、りしりちやう 利尻町、りしりふじちやう 利尻富士町、ほろのべちやう 幌延町
17	ほくもう 北網 おホーツク オホーツク	きたみし 北見市、あぼしりし 網走市、びほろちやう 美幌町、つべつちやう 津別町、しやりちやう 斜里町、きよさとちやう 清里町、こしみずちやう 小清水町、くねつむら 訓子府町、おげとちやう 置戸町、おおぞらちやう 大空町
18	えんもん 遠紋 もんべつし 紋別市、さるまちやう 佐呂間町、えんがらちやう 遠軽町、ゆうべつちやう 湧別町、たきのうちやう 滝上町、おこつべちやう 興部町、にしおこつべむら 西興部村、おうむちやう 雄武町	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
19	とから 十勝 とから 十勝	おびほろし 帯広市、おとふけちやう 音更町、しほちやう 士幌町、かみしほちやう 上士幌町、しんとくちやう 鹿追町、しんちやう 新得町、しみずちやう 清水町、むむらちやう 芽室町、なかくつないむら 中札内村、きらべつむら 更別村、たいきちやう 大樹町、ひろちやう 広尾町、まくべつちやう 幕別町、いけだちやう 池田町、とよこちやう 豊頃町、ほんべつちやう 本別町、あしよちやう 足寄町、りくべつちやう 陸別町、うらほろちやう 浦幌町
20	くしろ 釧路 くしろし 釧路市、くしろちやう 釧路町、あつけちやう 厚岸町、はまなちやう 浜中町、しべちやう 標茶町、てしかちやう 弟子屈町、つるいむら 鶴居村、しらぬかちやう 白糠町	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
21	ねむろ 根室 ねむろし 根室市、べっかいちやう 別海町、なかしべつちやう 中標津町、しべつちやう 標津町、らうすちやう 羅臼町	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

4 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人となります。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

第2 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加傾向にあります。

また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、令和4年度(2022年度)末現在で、290,155人となっており、平成24年度(2012年度)末と比較すると、10年間で12,541人減少しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成24年度(2012年度)末の5.5%から、令和4年度(2022年度)末で5.5%と横ばいとなっています。全国においては、4,910,098人で、人口比3.9%となっています。

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、令和4年度(2022年度)末現在で、68,501人となっており、平成24年度(2012年度)末と比較すると、10年間で17,311人増加しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成24年度(2012年度)末の0.9%から、令和4年度(2022年度)末で1.3%と0.4ポイント増加しています。全国においては、1,213,064人で、人口比1.0%となっています。

(3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、令和4年度(2022年度)末現在で、196,305人となっており、平成25年(2013年)12月末と比較すると、10年間で52,961人増加しています。北海道の人口に占める割合は平成25年(2013年)12月末の2.6%から、令和4年度(2022年度)末で3.8%と1.2ポイント増加しています。

なお、精神保健福祉手帳交付者数は、令和4年度(2022年度)末現在で、56,916人となっており、平成25年度(2013年度)末と比較すると、10年間で16,916人増加しています。

北海道の人口に占める割合は平成25年度(2013年度)末の0.7%から、令和4年度(2022年度)末で1.1%と0.4ポイント増加しています。

全国においては、1,345,468人で、人口比1.1%となっています。

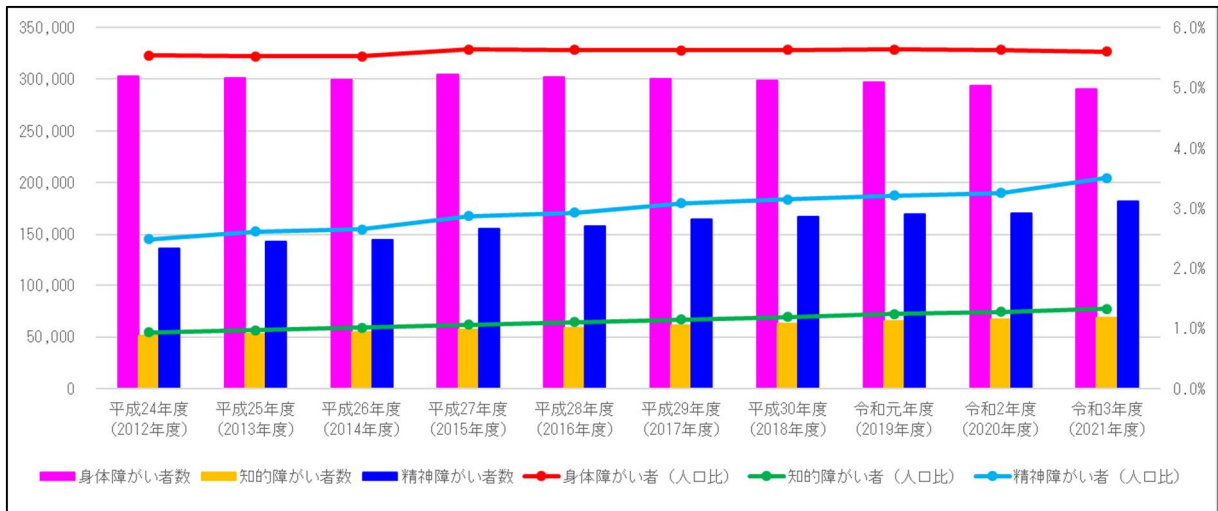
障がい種別	年齢区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)	(2032年度)
身体障がい者	18歳未満	4,570	4,394	4,251	3,829	3,746	3,605	3,507	3,510	3,405	3,346	3,231
	18歳以上	298,126	297,163	295,515	300,456	298,436	296,542	295,029	294,951	293,507	290,756	286,924
	ごうけい合計	302,696	301,557	299,766	304,285	302,182	300,147	298,536	298,461	296,912	294,102	290,155
	人口に占める割合	5.50%	5.50%	5.50%	5.60%	5.70%	5.60%	5.60%	5.60%	5.60%	5.60%	5.50%
知的障がい者	18歳未満	12,371	12,795	13,539	13,402	13,827	14,100	14,271	14,271	14,507	14,464	14,532
	18歳以上	38,819	40,314	41,510	43,708	45,265	46,971	48,777	48,777	50,542	52,272	53,969
	ごうけい合計	51,190	53,109	55,049	57,110	59,092	61,071	63,048	63,048	65,049	66,736	68,501
	人口に占める割合	0.90%	1.00%	1.00%	1.10%	1.10%	1.10%	1.20%	1.20%	1.20%	1.30%	1.30%
精神障がい者	保健所把握数	136,382	143,344	144,430	155,351	157,679	165,022	167,208	170,268	181,970	188,643	196,305
	精神保健福祉手帳交付者数	36,100	40,000	37,463	43,852	46,327	46,986	48,780	49,582	51,295	52,250	56,916
	保健所把握数の人口に占める割合	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	2.9%	3.1%	3.2%	3.2%	3.5%	3.6%	3.8%
	人口	5,465,451	5,463,045	5,431,658	5,401,210	5,370,807	5,339,539	5,304,413	5,267,762	5,228,732	5,183,687	5,139,913

※手帳交付者数は各年度末現在。※保健所把握数は、平成26年度(2014年度)まで各年度12月末現在。平成27年度(2015年度)からは各年度末現在。

※人口は、平成24年度(2012年度)までは年度末現在。平成25年度(2013年度)からは、翌年1月1日現在

※資料:福祉行政報告例、衛生行政報告例、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図3 【障がい者数の推移】



発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年（2010年）の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年（2011年）8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む）」と規定されました。

また、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、平成28年（2016年）に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあつた配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。

高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいが見られず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

平成23年（2011年）8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年（2013

ねん がつ しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう しょうがいしゃ ていぎ なんびょうとう ちりょうほうほう かくりつ しつぺい
年) 4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等(治療方法が確立していない疾病
た しつぺい せいれい さだめ しょうがい ていど こうせいろうどうだいじん さだめ ていど もの
その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)と
めいき なんびょうとう ひと しょうがいふくし どう りょう
明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元年(2019年)7月に361疾病に拡大されています。

(5) 医療的ケア児

いりょうてき じ
医療的ケアとは、じんこうこきゅうき こきゅうかんり かくたんきゅういん た いりょうこうい にちじょうせいかつおよ
医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び
しゃかいせいかつ いとな こうじょうてき いりょうてき う ふかけつ じどう
社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア
児」といいます。

ぜんこく いりょうてき じ すいけい やく まんにん れいわがんねんどげんざい どうない やく にん れいわ ねんどげんざい
全国の医療的ケア児は、推計で約2万人(令和元年度現在)、道内では約700人(令和4年度現在)

で、年々増加傾向にあります。

れいわ ねん がつ にち しこう いりょうてき じおよ かぞく たい しえん かん ほうりつ くに
令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、国
およ とうどうふけん いりょうてき じおよ かぞく たい しえん かか しさく じっし せきむ しめ
及び都道府県が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務が示されました。

(6) 難聴児

なんちよう おと みみ はい のう つた だんかい しょう お おと き
難聴とは、音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにく
じょうたい
い状態をいいます。

せんてんせいなんちようじ しゅっしょうすう にんあ にん
先天性難聴児は出生数1000人当たり1~2人とされています。

れいわ ねん がつ ねん がつ にちづ こうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょくしょうがいほけんふくしぶちょうつうち なんちようじ
令和4年(2022年)2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における「難聴児
そうきはっけん そうきりょういくすいしん きほんほうしん なんちよう そうき はっけん てきせつ しえん おこな
の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、「難聴は、早期に発見され適切な支援が行
われた場合には、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、難聴児の今後の社会生活を
より豊かにすることにつながると考えられるため、早期に発見し、療育及び教育につなげることが
じゅうよう めいき
重要である。」と明記されました。

2 サービス提供体制の現状と評価

(1) サービスの利用状況

① 障害福祉サービスの利用状況（令和5年（2023年）3月分）

障害福祉サービスの利用者は61,683人となっており、うち入所施設利用者が9,059人となっています。

サービス種類	単位	令和5年 (2022年)3月		サービス種類	単位	令和5年 (2022年)3月		
		実績	達成率			実績	達成率	
訪問系 居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	時間	358,042		生活介護	人日	371,929		
		333,406				370,455		
		93.1%				99.6%		
居住系 共同生活援助	人	13,239		自立訓練（機能訓練）	人日	658		
		14,926				170		
		112.7%				25.8%		
施設入所支援	人	8,355		自立訓練（生活訓練）	人日	8,288		
		9,059				6,021		
		108.4%				72.6%		
日中活動系	就労移行支援	人日	27,561	療養介護	人	1,053		
			24,485				1,250	
			88.8%				118.7%	
	就労継続支援（A型）	人日	90,727	短期入所（福祉型）	人日	16,215		
			94,828				13,065	
			104.5%				80.6%	
	就労継続支援（B型）	人日	413,765	短期入所（医療型）	人日	1,596		
			434,291				830	
			105.0%				52.0%	

※上段：計画 中段：実績 下段：達成率

※単位のうち人日とは、1ヶ月間の延べ利用人数

また、第6期北海道障がい福祉計画で定めたサービス見込量に対する令和4年度（2022年度）の実績では、施設入所支援が108.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は112.7%、訪問系サービスは93.1%、日中活動系サービスの生活介護は99.6%、就労継続支援（B型）が105.0%となっています。

② 障害児通所支援等の利用状況（令和5年（2023年）3月分）

障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で延べ98,119人、放課後等デイサービスでは延べ198,973人となっております。

	サービス種類	単位	令和5年 (2023年)3月		サービス種類	単位	令和5年 (2023年)3月
入所	福祉型	人	114	通所	児童発達支援	人日	98,119
	医療型	人	179		医療型児童発達支援	人日	841
					居宅訪問型児童発達支援	人日	35
					放課後等デイサービス	人日	198,973
					保育所等訪問支援	人日	813

(2) 障害者入所施設の状況

令和5年(2023年)4月1日現在の入所施設数は、200施設で定員は10,264人となっています。

また、令和5年(2023年)3月の入所施設の利用者数は、9,354人となっており、令和2年(2020年)3月利用者数から204人の減となっています。

区分	入所施設数(定員)		入所施設利用者数	
	R2.4.1	R5.4.1	R2.3	R5.3
障害者支援施設	204か所 10,508人	200 10,264	9,558人	9,354人

(3) 居住支援の状況

グループホーム(共同生活援助)は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年(2006年)と比較すると定員の大幅な増加がみられます。

また、令和5年(2023年)3月利用者数は、14,926人となっており、令和2年(2020年)3月利用者から2,737人の増となっています。

【グループホームの指定・整備実績】

		H18.4	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4	R5.4
グループホーム	か所数	635	321	377	433	525	626	826
	利用定員(人)	2,960	4,672	6,555	9,579	11,140	13,148	16,782
伸び率(R5/R2)								127.6%

※H26.4まではグループホーム(共同生活援助)及びケアホーム(共同生活介護)の合計です。

(4) 工賃(賃金)の状況

令和3年度(2021年度)における道内の事業所(就労継続支援事業所1,260か所)における月額一人当たり平均工賃(賃金)は、29,661円となっており、このうち、就労継続支援B型事業所(1,021か所)では、19,523円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃(賃金)向上に向けた更なる取組が求められています。

こうちん
《工賃とは》
 せいさんかつどう かか じぎょう しゆうにゆう せいさんかつどう かか じぎょう ひつよう けいひ こうじょ がく そうとう きんがく
 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額
 こうちん しせつ じぎょうしよとう りようしゃ しはら しょうがいしゃそうごうしえんほう もと
 を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。(障害者総合支援法に基づく
 していしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆんとう
 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)

ちんぎん
《賃金とは》
 ちんぎん きゆうりよう てあて しょうよ ためいしょう と ろうどう たいしょう しょうしゃ ろうどうしゃ しはら
 賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべ
 でのものをいいます。(労働基準法)

れいわ ねんど ねんど こうちん ちんぎん じっせき
【令和3年度(2021年度) 工賃(賃金)実績】

しせつしゆべつ 施設種別	しせつすう しょ 施設数(か所)	ていいん にん 定員(人)	こうちん しはらい 工賃支払 たいしょうしゃのべにんずう 対象者延人数	こうちん しはらいそうがく 工賃支払総額 えん (円)	へいきんこうちん つき 平均工賃/月 えん (円)
しゆうろくけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援A型事業所	239	4,550	50,432	3,922,064,513	77,769
しゆうろくけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援B型事業所	1,021	21,636	239,317	4,672,172,924	19,523
ごう けい 合計	1,260	26,186	289,749	8,594,237,437	29,661

ちんぎん こうちん
《賃金と工賃について》
 ちんぎん こうちん しごと さぎょう たいか しはら けいかく
 「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画におい
 ては、雇用関係において、きぎょう ふくしこうじょう しゆうろくけいぞくしえん がたじぎょうしよとう こうけいやく ていけつ
 場合は「賃金」、就労継続支援B型事業所、ちいさかつどうしえん しょうきほじぎょうしよ りようけいやく
 地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約
 を締結する場合は「工賃」としています。

しせつしゆべつ こうちん ちんぎん じっせき すいひ
【施設種別ごとの工賃(賃金)実績の推移】

しゆうろくけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援A型事業所	へいせい ねんど 平成29(2017年度)	へいせい ねんど 平成30(2018年度)	れいわ ねんど 令和元(2019年度)	れいわ ねんど 令和2(2020年度)	れいわ ねんど 令和3(2021年度)
しせつすう 施設数	216	227	224	222	239
つき ちんぎん えん 1月あたり賃金(円)	70,061	72,906	74,524	76,881	77,769

しゆうろくけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援B型事業所	へいせい ねんど 平成29(2017年度)	へいせい ねんど 平成30(2018年度)	れいわ ねんど 令和元(2019年度)	れいわ ねんど 令和2(2020年度)	れいわ ねんど 令和3(2021年度)
しせつすう 施設数	800	852	901	938	1,021
つき こうちん えん 1月あたり工賃(円)	18,810	18,966	19,078	19,202	19,523
じかん こうちん えん 1時間あたり工賃(円)	256	256	262	273	284

こうちんしはらたいしょうしゃのべにんずうおよ こうちんしはらそがく すい い
【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

	へいせい ねんど 平成29年度 ねんど (2017年度)	へいせい ねんど 平成30年度 ねんど (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 ねんど (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 ねんど (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 ねんど (2021年度)
こうちんしはらたいしょうしゃ 工賃支払対象者 のべにんずうにん 延人数(人)	192,623	206,562	222,293	225,185	239,317
こうちんしはらいそがくえん 工賃支払総額(円)	3,623,222,775	3,917,733,468	4,241,094,530	4,323,969,276	4,672,172,924

こうちんじつせきちようさ こうせいろうどうしやうちようさ
 ※工賃実績調査(厚生労働省調査)

いっばんしゅうろう いこうじやうきよう
(5) 一般就労への移行状況

れいわ ねんど ねんど
令和3年度(2021年度)における道内の就労系事業所から一般就労への移行者数は1,043人とな
 ており、平成17年度(2005年度)実績(105人)と比較し、9.9倍の増加となっています。

また、法定雇用率が適用される道内の民間企業(3,889社)の障がいのある人の実雇用率は2.37%であ
 り、全国平均(2.20%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.1%(1,950社)
 にとどまっているほか、障がいのある人を一人も雇用していない企業は31.0%(1,206社)と全国平均
 (30.5%)より高い水準にあります。(令和3年(2021年)6月1日現在)。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことがで
 きるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

しゅうろうけいじぎやうしや いっばんしゅうろう いこうじやう
【就労系事業所から一般就労への移行者数】

種別	へいせい ねんど 平成29年度 ねんど (2017年度)	へいせい ねんど 平成30年度 ねんど (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 ねんど (2018年度)	れいわ ねんど 令和2年度 ねんど (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 ねんど (2021年度)
しゅうろくしやん 就労移行支援	575	638	652	501	591
しゅうろくしやん 就労以降施設(養成施設)	0	0	0	0	0
しゅうろくしやん 就労継続支援(A型)	167	174	189	114	185
しゅうろくしやん 就労継続支援(B型)	226	299	272	245	267
ごうけい 合計	968	1,111	1,113	860	1,043

ふくしせつとうりやうしや いっばんしゅうろうとう かん じつたいちようさ どうちようさ
 ※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査(道調査)

しやう しやこやう ぎむ みんかんきぎやう じつこやうりつとう れいわ ねん ねん がつ にちげんざい
【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等(令和3年(2021年)6月1日現在)】

ほうていこやうりつ 法定雇用率	じつこやうりつ 実雇用率	ほうていこやうりつたっせいわりあい 法定雇用率達成割合	ほうていこやうりつたっせいきぎやうすう 法定雇用率達成企業数
2.3%	2.37%	50.1%	1,950

れいわ ねん ねん しやうがいしやこやうじやうきよう しゅうけいけつか こうせいろうどうしやうほつかいどうろうどうきよく
 ※令和3年(2021年)障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省北海道労働局)

しやうがいしやこやうりつせいど
《障害者雇用率制度について》

すべての事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率以上の割合で障
 がいのある人を雇用する義務があります。

ほうていこやうりつ れいわ ねん ねん がつ みんかんきぎやう ちほうじちたい どうふけんとう きやういくいんかい
 法定雇用率は、令和3年3月から、民間企業2.3%、地方自治体2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%

ですが、令和6年(2024年)4月から、民間企業では2.5%、令和8年(2026年)4月から2.7%と段階的に引き上げられます。同様に、国及び地方公共団体等についても段階的に引き上げられ、令和8年度から3.0%(教育委員会は2.9%)となります。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、従業員43.5人以上から40.0人以上へ、令和8年(2026年)4月から37.5人以上へと拡大されます。

ちいきせいかついかうじょうきょう
(6) 地域生活移行状況

れいわねん ねん がつ にち れいわねん ねん がつ にち ちいきせいかついかうじょうきょう にん
令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの地域生活移行者数は、79人となっています。

ちいきせいかついかうき きょうどうせいかつえんじょ おお にん
また、地域生活移行先としては、グループホーム(共同生活援助)がもっとも多く59人(74.6%)となっています。

たいしよしゃ じょうきょう
【退所者の状況】

たんい にん
(単位:人)

き かん 期 間	ちいきせいかついかう 地域生活移行(※)	にゅうしよせつ しよ 入所施設(障がい)	ちにいしよせつ ろうじん 他入所施設(老人)	ちいきいかつがた 地域移行型ホーム	びやういん 病院	た その他	けい 計
H27.4.1~H28.3.31	99	54	15	1	90	160	419
H28.4.1~H29.3.31	88	32	10	2	96	166	394
H29.4.1~H30.3.31	88	41	24	1	92	179	425
H30.4.1~H31.3.31	58	48	20	0	102	215	443
H31.4.1~R02.3.31	88	46	19	2	100	185	440
R02.4.1~R03.3.31	100	49	18	1	106	150	424
R03.4.1~R04.3.31	56	34	22	0	102	174	388
R04.4.1~R05.3.31	79	111	35	0	101	205	531
さんこう 【参考】							
H17.10.1~H27.3.31	2,997	1,070	202	17	853	1,427	6,566
どうがいりようしゃふく ※道外利用者含む							

ちいきせいかついかう うちわけ
【地域生活移行の内訳】

たんい にん
(単位:人)

き かん 期 間	グループホーム(※)	ふくし 福祉ホーム	いっばんじゅうたく 一般住宅	こうえいじゅうたく 公営住宅	かてい ふつき 家庭復帰	た その他	けい 計
H27.4.1~H28.3.31	62	1	3	1	28	4	99
H28.4.1~H29.3.31	63	0	0	0	19	6	88
H29.4.1~H30.3.31	62	4	5	0	16	1	88
H30.4.1~H31.3.31	25	1	4	0	26	2	58
H31.4.1~R02.3.31	57	0	6	0	25	0	88
R02.4.1~R03.3.31	74	0	4	0	21	1	100
R03.4.1~R04.3.31	37	0	5	0	14	0	56
R04.4.1~R05.3.31	59	0	2	0	16	2	79
さんこう 【参考】							
H17.10.1~H27.3.31	2,121	33	150	30	584	79	2,997

※H26.4まではグループホーム(共同生活援助)及びケアホーム(共同生活介護)の合計です。

とくべつしえんがっこうそつぎょうせい しんろじょうきょう
(7) 特別支援学校卒業生の進路状況

どうない とくべつしえんがっこう れいわねん ねん がつ こうとうぶそつぎょうしゃ にん しゅうしよく にん
道内の特別支援学校の令和5年(2023年)3月における高等部卒業生1,152人のうち、就職は417人で全体の36.2%、福祉施設利用は627人で全体の54.4%となっています。

とくべつしえんがっこう そつぎょう ひと みちか ちいき せいかつ ざいがくちゅう しゅうしょくしえん きょうか
特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化
 ちいき きばん せいび ひつよう
や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

とくべつしえんがっこうそつぎょうせい しんるじょうきょう
【特別支援学校卒業生の進路状況】

たんに にん
 (単位：人)

進路	学校	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	合計	専攻科	
								視覚	聴覚
卒業生		14	16	1,052	66	4	1,152	9	3
就職		1	5	402	9	0	417	7	1
進学	専攻科等	3	3	0	0	0	6	1	0
	大学等	2	5	0	3	0	10	0	2
	教育訓練機関等	0	2	20	3	0	25	1	0
	小計	5	10	20	6	0	41	0	0
福祉施設利用		8	1	570	46	2	627	0	0
その他(入院、自宅療養等)		0	0	60	5	2	67	0	0

はったつしょう ひと たい しえん じょうきょう
(8) 発達障がいのある人に対する支援の状況

はったつしょう しゃしえん いっそう じゅうじつ はか へいせい ねん ねん がつ はったつしょうがいしゃしえんほう ぜんぱん
発達障がい者支援の一層の充実を図るため、平成28年(2016年)8月に発達障害者支援法が全般に
 かわたつて かいせい いりょう ふくし きょういく しゅうろうとう かんけいきかん そうご れんけい ひとり はったつしょう
わたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がい
 ひと きめ しえん じっし もくてき ついか こま しえん すいしん
のある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することと
されました。

どう はったつしょうがいしゃしえん ちいき せつち ちいき はったつしょう ひと かぞく しえん
道では、発達障害者支援(地域)センターを設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を
 おこな しちょうそんおよ じぎょうしょう かんけいきかん じょうげん じんざいいくせい おこな しえんたいせい じゅうじつ はか
行う市町村及び事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援体制の充実を図るほか、フォーラ
 かいさい はったつしょう りかいそくしん かん とりくみ すず
ムを開催するなど発達障がいの理解促進に関する取組を進めています。

また、北海道教育厅と共同し、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童
 せいと たいし きめ しえん う たいせい せいび ふくし きょういく れんけいきょうか かん
生徒に対し、切れ目のない支援が受けられる体制を整備するため、福祉と教育の連携強化に関する
 とりくみ すず
取組を進めています。

しょう じ たい しえん じょうきょう
(9) 障がい児に対する支援の状況

れいわ ねん ねん がつ じどうふくしほう かいせい とこな じどうはったつしえん ちいき しょう
令和4年(2022年)6月の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターが地域における障がい
 しえん ちゅうかくてきやくわり にな めいかくか どう じどうはったつしえん しちょうそんちゅうかくこ はったつ
支援の中核的役割を担うことが明確化され、道では、児童発達支援センターや市町村中核子ども発達
 しえん せつち そくしん どうないかくち しえん すず
支援センターの設置を促進し、道内各地への支援を進めています。

また、令和3年(2021年)9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、
 いりょうてき じおよ かぞく たい しえん かん ちほうこうきょうだんたいどう せきむ あき
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、地方公共団体等の責務が明らかにされました。

道では、令和4年6月、北海道医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケアが必要な子どもを
 どう せつち ちいき しょう せいび
持つご家族や関係機関からの相談に対応するほか、地域において寄せられる相談を総合的に調整する
 いりょうてき じどう ようせい しえん おこな
医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援を行っています。

さらに、国において「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和4年(2022年)2月)
 なんちゅうじしえん きほんてきかんが かた しめ どう れいわ ねん がつ こ
に、難聴児支援の基本的考え方が示されており、道では、令和3年3月に、「お子さんの「きこえ」の
 てび さくせい そうきはつけん そうきりょういく そくしん
手引き」を作成し、早期発見から早期療育を促進しています。

このような取組を通じ、道としては、子ども・子育て支援法の「子ども・子育て支援給付その他の子

ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の整備を進めています。

(10) 在宅の障がいのある人等に対する支援の状況

重症心身障がいや在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するための必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減する取組を進めています。

(11) 北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（令和5年（2023年）3月31日現在）

障がいのある人又は障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

道では平成18年（2006年）4月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年（2012年）4月に障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。

北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年（2006年）の新制度施行以降、137件の審査請求があり、うち102件が障害支援（程度）区分の認定に関するもの、33件が支給決定等に関するものとなっています。

なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。

【障害者介護給付費等不服審査会審議内訳】

採決内容	件数	請求内容	件数
認容	49件	障害支援（程度）区分関連	102件
棄却	56件	支給決定又は支給内容に関するもの	33件
とり下げ	28件	その他	2件
却下	4件		
計	137件	計	137件

※ 障害支援（程度）区分関連
 障害程度区分（平成18年（2006年）4月～平成26年（2014年）3月）及び障害支援区分（平成26年（2014年）4月～）に関する請求

3 主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況（令和5年（2023年）3月31日現在）

障害者支援施設の定員数は、令和2年（2020年）と令和5年（2023年）を比較すると169名（1.6%）の減となっています。

ていきょうきばん せいびじょうきょう
【サービス提供基盤の整備状況】

	れいわ ねん ねん がつまつ 令和2年(2020年)3月末		れいわ ねん ねん がつまつ 令和5年(2023年)3月末		ぞうげん 増減	
	しせつ すう 施設数	ていいん 定員	しせつ すう 施設数	ていいん 定員	しせつ すう 施設数	ていいん 定員
にゅうしせつ 入所施設	204	10,508	201	10,339	▲ 3	▲ 169
せいかつかいご 生活介護	560	18,574	637	20,681	77	2,107
じりつ くんれん きのう くんれん 自立訓練 (機能訓練)	17	267	15	290	▲ 2	23
じりつ くんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	75	885	64	747	▲ 11	▲ 138
しゅうろくごう しえん 就労移行支援	168	1,897	148	1,780	▲ 20	▲ 117
しゅうろくごう しえん ようせいしせつ 就労移行支援 (養成施設)	1	60	1	60	0	0
しゅうろくごう しえん がた 就労継続支援A型	237	4,407	258	4,699	21	292
しゅうろくごう しえん がた 就労継続支援B型	973	19,818	1217	25,641	244	5,823

※ 障害者支援施設の日中活動サービスはそれぞれのサービス種別へ計上している。

じんざいようせい じょうきょう
(2) 人材養成の状況

障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者(認定調査員・審査会委員・主治医)を養成するための研修等を行っています。

けんしゅうしゅうりょうしゃ じょうきょう
【研修修了者の状況】

たんい にん
(単位：人)

	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
そうだんしえんじゅうじしゃけんしゅう 相談支援従事者研修	417	383	335	351	213	124	177	186
かんりせきにんしゃけんしゅう サービス管理責任者研修	834	1,038	1,306	1,367	1,006	839	1,061	1,256
しょうがいしえんくぶんにていちょうさいけんしゅう 障害支援区分認定調査員研修	450	369	362	365	313	326	282	315
しちょうせんしんさかいけんしゅう 市町村審査会委員研修	96	59	90	59	68	47	67	41
しゅじけんしゅう 主治医研修	587	374	387	228	385	167	361	329

だい けいかくすいしん きほんてきじこう
第3 計画推進のための基本的事項

けいかく たいけい
【計画の体系】

きぼう しょう しゃ あんしん ちいき く しゃかい じつげん
希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

すいしんこうもく
《推進項目》

すいしんたさく
《推進施策》

ほっかいどうしょう しゃじょうれい しまく すいしん
I 北海道障がい者条例の施策の推進

1 権利擁護の推進

(1) 権利擁護の推進・虐待の防止
 (2) 意思決定支援の推進
 (3) 成年後見制度等の活用促進
 (4) 理解の促進
 (5) 地域福祉活動の推進

2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

(1) 地域づくり委員会等の取組

3 就労支援施策の充実・強化

(1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
 (2) 一般就労の推進
 (3) 多様な就労の機会の確保
 (4) 福祉的就労の底上げ

ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ
II 地域生活支援体制の充実

4 相談支援体制・地域移行支援の充実

(1) 生活支援体制の充実
 (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
 (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
 (4) 生活安定施策の推進
 (5) 福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施

5 サービス提供基盤の整備

(1) 住まいの基盤整備の充実
 (2) 日中活動サービスの充実
 (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実
 (4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進
 (5) 地域間格差の縮小
 (6) 施設による支援

6 保健福祉・医療施策の充実

(1) 適切な保健・医療施策の充実
 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
 (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がい特性に応じた支援の充実

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

(1) 人材の確保・定着・養成
(2) サービスの質の向上

Ⅲ 自立と社会参加の促進

8 障がい児支援の充実

(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実
(2) 学校教育の充実
(3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

(1) 発達障がいのある人に対する支援の充実
(2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実

10 自立と社会参加の促進・取組定着

(1) 社会参加の促進
(2) スポーツ・文化芸術活動の振興
(3) 読書バリアフリーの推進
(4) 生涯学習機会の充実

Ⅳ バリアフリー社会の実現

11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
(2) 意思疎通支援の充実
(3) 言語としての手話の理解促進等

12 安全確保に備えた地域づくりの推進

(1) 住まい・まちづくりの推進
(2) 移動・交通のバリアフリーの促進
(3) 防災・防犯対策の推進

1 計画推進の基本方針

I 北海道障がい者条例の施策の推進

(1) 権利擁護の推進

障がい者虐待防止法及び障がい者差別解消法や北海道障がい者条例に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

障がいがある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、障がい福祉圏域に設置した地域づくり委員会において、地域の課題等を進めます。

(3) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

II 地域生活支援体制の充実

(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、青年期、壮年期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには介護者の急病等の緊急時においても、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。

さらに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

(5) サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

(6) 保健福祉・医療施策の充実

障がいのあるひとが身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

III 自立と社会参加の促進

(8) 障がい児支援の充実

発達遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行するための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援に地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

(9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進され、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

(10) 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

IV バリアフリー社会の実現

(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的

に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある人等の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

第4 計画推進のための具体的な取組

I. 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいのある人への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮(合理的配慮)に努めます。

また、障がいのある人の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策に当たっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進し、主な施策として「権利擁護の推進」「障がい者が暮らしやすい地域づくり」「障がい者の就労支援」を進めます。

※「合理的配慮」とは

北海道障がい者条例第20条では、障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいうと規定されています。

[北海道障がい者条例の基本理念]

- 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
- 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
- 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。
- 道内における地域間の格差の是正を図ること。

1 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。
- 一方、わが国は、権利擁護に関し、障害者差別解消法制定など国内法の整備をはじめとする制度改革を進め、障害者の権利に関する条約を批准しています。
- 障がいのある人に対する差別や偏見、虐待は未だに存在しており、差別や偏見、虐待のない社会をつくるためには、障がいに対する理解を深め、障がいのあるなしに関わらずお互いの存在を尊重し、暮らしやすい地域づくりを推進することが必要です。
- 日常生活において支援が必要な方が、安心して暮らすことができるように、成年後見制度をはじめとした権利擁護施策の充実を図ることが必要です。

【考え方】

- 障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、権利を尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や地域づくり委員会での権利擁護の推進、社会的

障壁を除去するための合理的配慮の提供、市町村における成年後見制度の利用促進の取組の支援、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等の普及啓発など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

(1) 権利擁護の推進・虐待の防止

【推進の視点】

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのある人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。
また、権利擁護を推進、虐待の防止を図るため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。
- 虐待は、障がいのある人の尊厳を害するもので、決して許されないものであり、自立と社会参加のためには、障がいのある人に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。

【推進施策】

- 障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。
また、弁護士など専門家が対応する障害者110番事業の実施など、権利擁護の取組を推進します。
- 虐待を受けた人や見聞きした人が、速やかに相談できるよう、相談先や通報先の周知徹底を図り、虐待を通報した人が、不利益な取扱いを受けないよう、関係機関に対して、障害者虐待防止法の趣旨についての理解・普及に努めます。
- 障害福祉サービス等、障害児居入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。

(2) 意思決定支援の推進

【推進の視点】

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。
- 障がいのある人の意思決定支援については、それぞれの障がいの状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものであることから、支援者は、実情や個々の障がいのある人の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努める必要があります。

【推進施策】

- 障害福祉サービスを提供する際に、障がいのある人の意思決定支援のため、サービス事業所の支援員や市区町村の相談窓口等の障がいのある人に関わる多くの人々に意思決定支援の参画を促すため、「意思決定支援ガイドライン」を広く周知します。

- ・ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 等 における意思決定支援が適切に進められるよう、支援にあたっての課題の把握や好事例の紹介を行うとともに、集団指導や実地指導において「意思決定支援ガイドライン」の周知や支援体制の整備等について助言・指導に努めます。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、研修の充実を図ります。
- ・ 障 がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、不利益を被ることがないよう、市町村が成年後見制度の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。

(3) 成年後見制度等の活用促進

【推進の視点】

- ・ 障 がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、支えの必要がない人と等しく、本人らしい生活を継続していくためには、相談支援体制の整備や成年後見制度等をはじめとした権利擁護支援策の充実が必要です。

【推進施策】

- ・ 福祉サービスの利用援助や日常的な行政手続き等の援助を行う日常生活自立支援事業や日常的な金銭管理や福祉施設の入退所等の生活全般の支援に関する契約等の法律行為の援助を行う成年後見制度等、障 がいのある人の判断力や求める支援によってサービスを受けられるよう相談窓口や支援策について広く道民に対し周知します。
- ・ 日常生活を支える必要がある人に対し、北海道地域福祉生活支援センターが行う日常生活自立支援事業の取組の普及に努めます。
- ・ 成年後見制度を必要とする人が制度を安心して利用できるよう、市町村に対し、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、相談支援体制の整備や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組について支援します。また、市町村が設置する中核機関の体制整備を支援します。

(4) 理解の促進

【推進の視点】

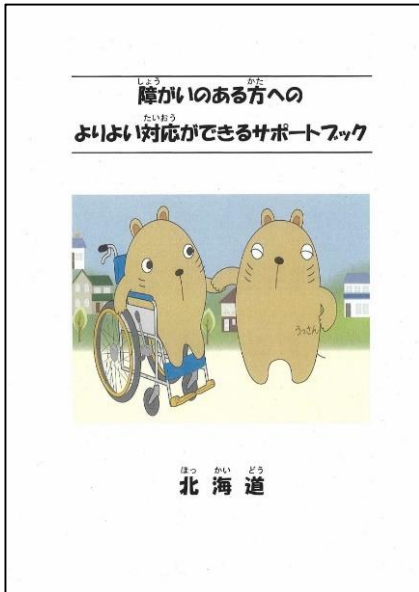
- ・ 障 がいのある人もない人も、共に生きる社会を実現するために、障 がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。

【推進施策】

- ① 障 がい理由とする差別の解消の促進
- ・ 障害者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。
 - ・ 北海道障 がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障 がいのある人やその家族（ケアラー等を含む）

む。) (以下、「家族」という。) からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。

- ・ 地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。
- ・ 道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領や事例集について、内容の充実努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。
- ・ 障がいがあることを理由に資格・免許等を与えることを制限又は禁止する「欠格事項」について、国の見直しの状況を踏まえ、障がいのある人の人権が損なわれることのないように対応します。



※職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」

※職員対応要領については、ホームページで公開しています
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoi taiougadekirupe-zi.html>)

② 障がいのある人に対する理解の促進

- ・ 障がいのある人の意見を障がい者施策に反映させるため、障がい当事者が委員となっている北海道障がい者施策推進審議会を開催するほか、その他の関係審議会委員などへの当事者の登用や、障がいのある人に係る計画、政策などの意思決定機会への参画を促進します。
- ・ ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。
- ・ 「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。
- ・ DVDの貸出やインターネット上への動画のアップロードなど、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通じた障がいに対する理解を促進します。

※ヘルプマーク

